

提 案 要 求 書

令 和 元 年 6 月

東 京 都

海洋国家としての我が国の地位を堅持するための 国境離島の維持・保全

南鳥島近海におけるレアアースの資源調査・開発の推進や、尖閣諸島の戦略的な活用など、我が国の排他的経済水域等の根拠となる国境離島の維持・保全により、海洋国家としての我が国の地位を堅持すること。

(1) 国境離島に関する維持・保全策の推進

- ① 排他的経済水域等の権益確保の実効性を高めるために、国境離島について、低潮線の保全のほか、社会経済活動の基礎となる公共施設を整備し自然保護や漁業振興を図るなど、あらゆる維持・保全策を推進すること。
- ② 国境離島に関する普及・啓発を行うこと。
- ③ 国境離島の保全・管理・振興を図るため、必要な法整備を進めること。特に、有人国境離島地域については、伊豆諸島の一体的な維持・振興を図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境離島地域に加えること。

(2) 南鳥島近海のレアアース開発等の推進

- ① 南鳥島近海のレアアース泥の資源量等調査を、経済産業省や文部科学省等の関係省庁が一体となり、効率的かつ効果的に実施し、引き続き有望海域の特定を進めること。

- ② レアアースの開発・生産に当たっての揚泥、製錬、残渣処理等に関する技術的検討・調査及びこれらの環境影響評価等を今後も進めること。
- ③ 南鳥島の利活用の推進のために、効率的な物資輸送を可能とし、かつ、海洋資源開発の拠点等となる港湾施設等の建設整備を着実に推進するとともに、航空機を活用してより迅速な対応ができるよう滑走路の延伸等の整備を行うこと。

(3) 尖閣諸島の戦略的活用の実施

- ① 国の所有となった尖閣諸島について、ヤギの被害から貴重な動植物を守ることや、海岸漂着物の処理などにより自然環境を保全し、また、地元漁業者のための船溜りや無線中継基地、さらには有人の気象観測施設といった地元自治体が強く要望する施設を設置するなど、有効活用を早急に図ること。
- ② 尖閣諸島周辺海域における経済活動の継続の観点から、日台漁業協定で定められた法令適用除外水域等においても地元漁業者が確実に操業できるよう、地元自治体等の意見・要望を踏まえて支援策を講じるなど、地元漁業の振興に向けた取組を推進すること。
- ③ 尖閣諸島の史実や自然環境保全の重要性等について、国内外へ効果的に情報を発信し、国際社会への一層の理解促進を図ること。